

根室市教育委員会訓令第4号

根室市特認校制度実施要綱をここに公布する。

令和7年10月23日

根室市教育委員会
教育長 波岸克泰

令和7年10月23日
根室市教育委員会訓令第4号

根室市特認校制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、根室市立学校通学区域規則（昭和36年3月10日教育委員会規則第6号。以下「規則」という。）第5条の2の規定に基づき、根室市立学校（以下「学校」という。）の特認校制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「特認」 保護者の希望がある場合において、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第8条の規定に基づき、児童生徒が就学すべき学校を根室市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する学校に変更することを認める取扱いをいう。
- (2) 「特認校」 障がいのみならず、人種の別や男女差、性についての自認や指向性、学習の進め方やペースの違いなどを一人ひとりの個性と価値観と認め、自分らしくあるための選択や決定を尊重する『インクルーシブ社会の実現を目指す教育』に取り組む学校であって、次条に規定するものをいう。
- (3) 「新入学」 每学年の始めに入学することをいう。
- (4) 「通学区域」 規則第3条に規定する通学区域をいう。
- (5) 「特認入学」 児童生徒が特認校に通学区域の区域外から通学するため入学（転入学を含む。以下同じ。）することをいう。

(特認校)

第3条 根室市立学校の特認校は、次のとおりとする。

学校名
根室市立花咲港小学校
根室市立海星学校

(対象児童生徒)

第4条 特認入学の対象となる児童生徒は、初めて小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）に入学する児童又は市外から学校に転入学を予定する児童生徒（以下「入学等予定者」という。）及び根室市立学校に在籍している児童生徒（以下「在籍児童生徒」という。）とする。

(入学要件)

第5条 特認入学に際しての児童生徒及び保護者の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保護者は、特認校の教育活動及びPTA活動等について十分理解し、積極的に協力すること。
- (2) 児童生徒の心身の状況が通学に耐えられること。

(3) 通学は、一切児童生徒の保護者の責任において行い、その費用についても保護者の負担とすること。

(入学手続き)

第6条 特認入学の手続きは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 教育委員会は、次に掲げる区分の期間において特認入学の申込みを受け付けるものとする。ただし、各期間の始期又は終期が休日（根室市の休日を定める条例(平成4年6月27日条例第18号)第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）の場合は、直前の平日（休日でない日をいう。以下同じ。）とする。

ア 新入学 入学の前年度の10月1日から12月10日まで

イ 転入学 転入学を希望する月の前々月末日まで

(2) 特認入学を希望する入学等予定者及び在籍児童生徒（以下「特認入学希望者」という。）の保護者は、教育委員会に特認校への特認入学申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出するものとする。

(3) 教育委員会は、前号の申請書が提出されたときは、特認校の学校長（以下「特認学校長」という。）及び当該児童生徒が現に通学し、又は通学区域となる学校の学校長（以下「在籍学校長」という。）に報告するものとする。

(4) 特認学校長は、前号の報告があったときは、保護者及び特認入学希望者と面談し、児童生徒の行動、性格等を把握し、及び学業、生活、学校管理外の生活等を指導した上で特認学校長意見書（様式第2号）を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

(5) 在籍学校長は、第2号の報告があったときは。第5条各号に掲げる入学条件を勘案し、在籍学校長意見書（様式第3号）を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

(6) 教育委員会は、申請書及び学校長意見書に基づき児童生徒の特認入学の可否を決定し、その結果を保護者に対し、特認入学許可（不許可）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 前項第1号アに掲げる区分において、特認入学希望者のうち許可の決定すべき者の数が募集人数を超えた場合は、公開による抽選により決定するものとする。なお、募集人数に満たない場合は、期間を延長できるものとする。

(期間)

第7条 特認入学による在籍期間は、原則として、特認入学をした日から卒業するまでとする。

(募集人数)

第8条 特認入学の募集人数は、特認校の実態に応じて決定する。

(入学の取消し)

第9条 教育委員会は、特認入学の許可後において、申請書に記載の事実と相違があるとき、その他特認入学の趣旨に合わないと認めたときは、当該特認入学の許可を取り消すことができる。

2 前項により取消しの決定をした場合は、教育委員会は保護者に特認校への特認入学許可取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

2 特認入学に必要な準備行為は、この訓令の施行日前においても行うことができる。

様式第1号（第6条関係）

特認入学申請書

年　　月　　日

根室市教育委員会 様

保護者

住 所

氏 名

電話番号

児童生徒との続柄

私は、根室市特認校制度実施要綱を遵守し、下記のとおり特認校への特認入学に係る就学校の指定変更を申請いたします。

記

1. 希望特認校

希望特認校	
-------	--

2. 入学希望児童生徒

学校名		ふりがな 氏名	
現住所			
学年	年	生年月日	年月日

様式第2号（第6条関係）

特認学校長意見書

年　　月　　日

根室市教育委員会 様

根室市立

校　　長

本校への特認入学を希望する児童生徒について、下記のとおり意見書を提出いたします。

記

児童生徒氏名		学年	第 学年
保護者氏名		住所	

【校長意見】

様式第3号（第6条関係）

在籍学校長意見書

年　　月　　日

根室市教育委員会 様

根室市立

校　　長

本校に在籍する児童生徒の特認校への特認入学について、下記のとおり意見書を提出いたします。

記

児童生徒氏名		学年	第 学年
保護者氏名		住所	

【校長意見】

様式第4号（第6条関係）

特認入学許可（不許可）決定通知書

年　　月　　日

様

根室市教育委員会

年　　月　　日付で申請のあった特認校への特認入学に係る就学校の指定変更について、次のとおり許可（不許可）と決定しましたので通知いたします。

記

1. 許可

児童生徒氏名		生年月日	
現住所			
保護者氏名		続柄	
指定を変更する学 校名	から		へ
許可年月日			

2. 不許可

理由

様式第5号（第9条関係）

特認入学許可取消通知書

年　月　日

様

根室市教育委員会

このことについて、下記のとおり特認就学を取り消したので通知いたします。

記

児童生徒氏名		生年月日	
現住所			
学校名・学年	根室市立		・ 第 学年
取消年月日			
取消理由			